

公益社団法人 日本口腔外科学会学術奨励賞等選考委員会規則

(任務)

第1条 学術奨励賞等選考委員会（以下「本委員会」という。）は、公益社団法人日本口腔外科学会各種委員会共通規則第2条に基づき、公益社団法人日本口腔外科学会における学会賞の中の次に掲げる賞の選考及び表彰に関する事項を所掌する。

- (1) 学術奨励賞
- (2) 優秀ポスター発表賞
- (3) 口演発表賞
- (4) 優秀口演発表賞
- (5) 最優秀口演発表賞

(組織)

第2条 本委員会は、理事長が委嘱した委員長及び職名指定の理事3名（学術担当常任理事、雑誌編集査読委員会委員長、学術委員会委員長）、代議員のうちから各支部によって選出された委員7名（関東支部2名、北日本支部、中部支部、近畿支部、中国四国支部、九州支部各1名）の計11名をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、2013年 8月 5日から施行する。

附 則

この改正は2020年10月19日から施行する。